

報告・協議 3

広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が平成 30 年 4 月 19 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針を別紙のとおりとする。

平成 30 年 2 月 9 日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

平成 30 年 2 月 9 日  
文 化 財 課

名 称	銃砲刀剣類登録審査委員
根 拠 規 定	銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 3 項 銃砲刀剣類登録規則第 2 条 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則
任 務	教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。 銃砲刀剣類登録規則第 3 条第 1 項
委員の定数	4 名以内 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 2 条
委員の現員	4 名
委員の任期	2 年（平成 30 年 4 月 20 日～平成 32 年 4 月 19 日） 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 3 条第 1 項
勤 務 形 態	非常勤 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 4 条
報酬（平成 29 年度）	10,300 円 / 日
審査会の年間 開催予定回数	9 ～ 10 回
選考基準	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類登録規則に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選任する。</p> <p>2 次のいずれかに該当する者は、選任しない。</p> <p>(1) 最初の任命時において、70 歳を超える者</p> <p>(2) 再任の場合において、任期中に 75 歳を超えることとなる者</p> <p>(3) 5 期を超える者</p> <p>(4) 美術商・古物商その他銃砲又は刀剣類の売買仲介等を営む者</p> <p>(5) 銃砲刀剣類所持等取締法に違反した者及び同法に関連する係争に関係している者</p>

## 銃砲刀剣類登録審査委員名簿

平成 30 年 2 月 9 日現在

ふりがな 名前	現職	任命年
いしおか きよひで 石岡 清秀	会社員 公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 日本美術刀剣保存協会広島県支部理事	平成 24 年
くぼ よしひろ 久保 善博	全日本刀匠会会員 公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 公益財団法人日本刀文化振興協会会員	平成 22 年
せら つよし 世羅 毅	公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 日本美術刀剣保存協会広島県支部理事	平成 22 年
やまさき よしみち 山崎 芳路	会社員 公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 日本美術刀剣保存協会広島県支部会員	平成 28 年